

重要事項説明書

1 法人の概要

名称・法人種別	川崎医療生活協同組合（生協法人）
代表者名	代表理事 高村 彰夫
本社所在地・電話	川崎市川崎区藤崎 4-21-1・044-270-5881
業務の概要	医療保険事業・介護保険事業
事業所数	24事業所

2 事業所の概要

事業所名	たま訪問看護ステーション	
所在地	川崎市高津区久地 4丁目 19番 8号・3F	
提供するサービス 事業所番号	訪問看護 医療 539, 004, 2 介護 1465390042	
管理者及び連絡先	氏 名 櫻井 純子	連絡先 044-850-2766
通常のサービス提供地域	川崎市高津区内、多摩区内、宮前区内	

3 事業の目的

川崎医療生活協同組合が開設するたま訪問看護ステーション（以下「事業所」）が行う指定訪問看護の適切な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の訪問看護師が要介護または要支援状態等にある高齢者に対して、適切な訪問看護サービスを提供することを目的とします。

4 事業所の運営方針

- （1）指定訪問看護の実施にあたっては、利用者の心身の様子を踏まえ、利用者及び家族の意思を尊重しながら居宅においてより高い生活の質の確保、日常生活自立度の改善のために、主治医の指示に基づき看護サービスの提供を行います。
- （2）訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

5 営業時間

平 日	土 曜 日
8:45 ~ 17:15	8:45 ~ 12:30

（注1）日祭日、年末年始（12/29～1/3）は「休日」の扱いとなります

（注2）24時間対応体制をご利用の方につきましては、病状急変時に業務時間外も対応します。

6 従業員の勤務体制

職 種	人 員
管 理 者	1名
サービス担当看護師	3名(常勤3名、非常勤 名)
作業療法士(OT) 理学療法士(PT)	4名 (OT1名、PT3名)

7 訪問看護サービスの内容

- （1）病状・障害・全身状態の観察
- （2）清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活の援助
- （3）褥創の予防・処置
- （4）ターミナルケア・認知症患者の看護の実施、家族等への教育・援助
- （5）療養生活や介護方法の維持・改善のための教育・援助
- （6）カテーテル等の管理
- （7）在宅療養を維持するための必要な援助相談
- （8）その他の医師の指示による処置

8 事故発生時の体制、緊急時における対応方法…以下の様に対応します

1) 事故発生時の対応方法

- (1) 事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、事業所の保全について計画的に取り組めます。
- (2) 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員(介護予防にあっては地域包括支援センター)等に連絡を行うとともに、主治医へ連絡し必要な処置を講じます。
- (3) 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。
- (4) 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

2) 緊急時の対応方法

- (1) あらかじめ主治医、利用者と確認してサービスを開始する。
- (2) 訪問看護師等は、サービス実施中に利用者に急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し適切な処置を講じる。
- (3) 訪問看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

9 利用料金・・別紙（介護保険・健康保険により内容が異なります）

- (1) 介護保険の割合負担額、健康保険の割合負担額・公費の利用に応じてお支払いいただきます。
- (2) 利用料は毎月指定された金融機関の口座から引き落としいたします。
- (3) キャンセル料はいただきませんが、サービスの利用を中止する場合は事業所までご連絡ください。

＜その他の利用料＞

- (1) 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む)には全額負担（介護報酬の10割）となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明の上、利用者の方の同意を得ることになります。
- (2) 在宅にて死後の処置を行った場合 10,000 円（税別）
- (3) 健康保険外のサービス
90 分を超えて時間延長した場合（30 分につき）5,000 円（税別）（ただし「長時間訪問看護加算」を算定した日は延長料金は生じません。

10 サービスの利用に関する留意事項

- (1) 訪問看護スタッフは交替で訪問させていただきます。スタッフの指名は出来かねます。
- (2) 訪問時間についてはあらかじめ定めさせていただきますが、他の利用者様の病状や交通状況により訪問時間が前後することがあります。その際は担当者よりご連絡させていただきます。訪問日の変更をお願いする場合があります。
- (3) 理学療法士等が行う訪問看護について
理学療法士等が訪問看護を提供している利用者様につきましては、利用者様の状況や実施した看護の情報を看護職員と共有し、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を看護職員と連携し作成します。また、利用者様の状態に合わせた定期的な訪問を看護職員が行い、状態の評価を行います。理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたもので、看護職員の代わりの訪問となります。
- (4) 事務的なご用件につきましては、月～金曜日(祝祭日除く)の営業時間内に、お電話にてご相談ください。
- (5) 医療保険でご利用の方は、交通費 1 回訪問毎に 265 円頂きます。

11 禁止事項について

- (1) 職員は利用者及び家族からの金品の授受は行いません。
- (2) 利用者、家族、関係者から次にあげるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。
 - ①従業者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
 - ②パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
 - ③サービス利用中に従業者の写真や動画撮影、録音等を無断で SNS などに掲載すること。

12 苦情処理の体制

- (1) サービスに関する相談や苦情については、各サービス事業所の窓口で対応いたします。
- (2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

事業所	担 当	所長：櫻井 純子
	電話番号	0 4 4 - 8 5 0 - 2 7 6 6
市町村医療保険相談窓口	担当部署	川崎市健康福祉局
	電話番号	0 4 4 - 2 0 0 - 2 1 1 1 (代表)
神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)	電話番号	0 4 5 - 3 2 9 - 3 4 0 0 (代表)

13 感染対策、衛生管理

- (1) 職員等の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行います。
 - ①職員の健康チェックを就業前に確認します。
 - ②感染防止対策として、訪問時、接触感染防止対策（マスク、ビニールエプロン、手袋、フェイスシールド）を行います。
 - ③ケア前後に手洗い又は手指の消毒を行います。
 - ④利用者又は家族の感染が疑われる場合は、空気感染や飛沫感染防止対策（N95マスク、長袖ガウン、手袋、フェイスシールド）を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努めます。
- (4) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- (5) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を作成します。
- (6) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を実施します。

14 虐待の防止に関する事項

ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止するため以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待の防止のための従業員に対する研修を実施します。
- (4) 虐待の防止に関する措置を実施するための担当者置き、定期的に委員会を開催すると共にその結果を事業所内で周知します。
- (5) ステーションは、訪問看護サービス提供中に、従業員等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に連絡を取り、必要な処置を講じます。

15 身体拘束に関する事項

- (1) ステーションは、当該利用者、または他の利用者の生命、または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。
- (2) やむを得ず、身体拘束を行う場合には、その態様、及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

16 災害時の対応

- (1) ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
 - (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修、及び訓練を定期的に実施します。
 - (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。
- 災害時はすべての利用者の救助を行えない事をご了承ください。医療機関と相談し、あらかじめ内服薬や医療材料などの予備を確保されることをおすすめ致します。日頃から災害時の避難場所または医療機関の確認をお願い致します

17 提供するサービスの第三者評価の実施状況

実施の有無・実施した直近の年月日	実施 有 ・ 2025 年 3 月 10 日
実施した評価機関の名称	公益社団法人かながわサービス振興会
評価結果の開示状況	開示 有

【説明確認欄】

2025 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業者 所在地 川崎市高津区久地4-19-8 3F
事業者名 たま訪問看護ステーション
所 長 櫻 井 純 子
説明者

サービス契約の締結に当たり、上記のとおり説明を受け同意しました。

利用者 住所
氏名 印
立会人 住所
氏名 印